

トピックス ~ 民法(相続法)の改正

相続が発生したときの効力を定める「相続法」が約40年ぶりに大きく変わっております。改正相続法の多くは令和元年7月1日から施行されています。相続法は多くの国民の利害に直結する法律であるため、相続トラブルの原因となったり、権利が侵害されることがないように正しく理解することが重要です。本号では、改正相続法のうち、遺言に関する部分についてご案内します。

詳しくは当事務所にお尋ねください。

1. 自筆証書遺言の作成方法の緩和

改正前において自筆証書遺言を作成する場合には、添付する財産目録・遺言書作成日・署名を含め遺言書の 全文を自筆により作成する必要がありました。

改正により遺言書に添付する相続財産の目録については、パソコンで作成した目録や通帳のコピーなど、 自書によらない書面を添付することによって自筆証書遺言を作成することができるように緩和されました。 ただし、財産目録にも署名押印をしなければなりません。

2. 法務局で自筆証書による遺言書が保管可能に

自筆証書遺言を作成した方は、法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請することができます。 遺言者の死亡後に、相続人や受遺者らは、全国にある遺言書保管所において、遺言書が保管されているかど うかを調べること(「遺言書保管事実証明書」の交付請求)、遺言書の写しの交付を請求すること(「遺言書 情報証明書」の交付請求)ができます。また、遺言書を保管している遺言書保管所において遺言書を閲覧する こともできます。

3. 遺言の活用について

遺言とは、自分が死亡したときに財産をどのように分配するか等について、自己の最終意思を明らかにするものです。 遺言がある場合には、原則として、遺言者の意思に従って遺産の分配がされます。 なお、遺言がないと通常は相続人に財産が承継されることになりますが、遺言の中で日頃からお世話になった方に一定の財産を与える旨を書いておけば(遺贈といいます)相続人以外の方に対しても財産を取得させることができます。このように、遺言は、被相続人の最終意思を実現するものですが、これにより相続をめぐるトラブルを事前に防止することができるという利点もあります。また、家族の在り方が多様化する中で、遺言が果たす役割はますます重要になってきております。今回の改正により自筆証書遺言の方式を緩和し、法務局における保管制度を設けるなどしており、自筆証書遺言を使いやすくしています。 遺言には、下記のとおり公正証書遺言もありますが、作成される方のニーズに応じて使い分けていただければと思います。

<遺言の方式>

遺言の方式には、主に自筆証書遺言と公正証書遺言があります。

○ 自筆証書遺言

自筆証書遺言は、簡易な方式の遺言であり、自書能力さえ備わっていれば他人の力を借りることなく、いつでも自らの意思に従って作成することができ、手軽かつ自由度の高い制度です。今回の改正により、財産目録については自書しなくてもよくなり、また、法務局における保管制度も創設され、自筆証書遺言が更に利用しやすくなりました。 (注) 法務局において保管されている自筆証書遺言に関して交付される「遺言書情報証明書」は、裁判所の検認の必要はありません。

○ 公正証書遺言

公正証書遺言は、法律の専門家である公証人の関与の下で、2人以上の証人が立ち会うなど厳格な方式に従って作成され、公証人がその原本を厳重に保管するという信頼性の高い制度です(それなりの費用が発生します)。また、遺言能力の確認なども行われます。当然のことながら、裁判所の検認の必要はありません。

残者お見舞い申し上げます

お盆期間中の遅梅雨(大雨、洪水警報の発令)がやっと明けたかと思いきや、一転して猛暑が続いております。今後予想される台風を含めてコロナ禍と自然災害のダブルパンチの生活を余儀なくされそうです。

そんな中で、オリンピックに続いてパラリンピックが開催(その是非はともかく)されております。 日本人選手の活躍や、ハンディをものともしないトップアスリートの姿にすがすがしさを感じている のは小生ばかりではないでしょう。

ちなみに、ネットで検索してみるとパラリンピックの歴史としては、元々、障がいのある人達が身体運動をしていた記録は紀元前からあり、医師等の指導に基づきリハビリが主な目的のようでした。障がい者自身が組織を作り、自発的にスポーツ活動として始めたのは 19 世紀以降といわれております。現在のようにパラリンピックとして発展した原点は第2次世界大戦で負傷した兵士の治療と社会復帰を目指したものです。その後、1952 年に国際大会が開催されるまでに至っております。それ以降も年々規模が拡大され、前回 1964 年のオリンピック東京大会開催直後に、車いす使用者だけではなく、すべての身体障がい者が参加できる「国際身体障がい者スポーツ大会」として開催される運びとなりました。その後も、オリンピック開催年・開催国において同時に開催されるようになり、今回の東京大会では161 の参加国・地域、男女合わせて 6200 人超の参加人数という、史上最多の規模にまでに達しております。パラリンピックの愛称も東京大会ではじめて命名されたものです。語意としては、Paraplegia (対まひ者) の Olympic という発想から Paralympic と名づけられました。

小生は、過去のパラリンピックの視聴はほぼゼロといってよく、今回は日本での開催であり、放映時間もたっぷりあったおかげで、先週末の日間はテレビに釘付けといったところでした。パラリンピックの選手たちの姿は技のレベル以上に、人間の生きざま・可能性に迫るものがあり、障がいがハンディを超越した個性!を表徴しており、感激というよりも人間の本質に迫る、痺れるような感覚を味わうことができました。その最たるものが銀メダルを獲得した、14歳の水泳選手の山田美幸さんでした。生まれつき手や足が欠損しているという大きなハンディを持ち、水が怖いという当たり前の感覚は健常者以上であったはずでしょうが、幾多の困難を乗り越え、想像以上の努力を積み重ねた結果、まさにイルカになりきっておりました!親御さん達の自責の念や苦悩、あるいは支え・励ましがどんなものだったか、想像に難くありません。恐らく、それが今では親御さん達の方が逆に励まされているのではと思う程です。今更ながらの実感ですが、己の五体満足の有難みに感謝するとともに、華やかなスポットライトを浴びることのない圧倒的多数の身体障がい者が置かれている現状や、精神的にも肉体的にも更には経済的にも負っているハンディキャップを直視し、公助としての社会福祉政策の充実・強化に取り組む必要があります。

《和奏·遼真通信》

二人とも夏休みをそれなりに?!有意義に過ごしたようです。和奏は延び延びになった修学旅行が一番の思い出のようです。行き先は山梨方面で、富士急ハイランドでは普段はあまり乗らない絶叫系のジェットコースターにも乗り、ド・ドドンパというかなりヤバそうな乗り物にも挑戦したとのこと。実際、旅行から帰ったすぐ後に複数の事故・怪我が報道されて世間を賑わせていましたが、ヒヤヒヤものです。もっとも、来年3月には高校受験が控えており、流石に勉強にも追われていたようです。

一方、遼真は2年生の時から習い始めたピアノの発表会がありました。アニメ「鬼滅の刃」の曲で、ママとの連弾で「紅蓮華」を、ソロでは「炎」を弾きました。側聞するところによると、それほど熱心に練習していなかったようでしたが、甘甘のじいじの感想としては、間違うことなくキチンと弾けておりました。本番に強いタイプかな、遼真くんは。





(令和3年9月1日 所長 橋本)